

## 第 10 回建築基準法の見直しに関する検討会 意見等の概要

日時：平成22年9月13日（月）18:00～20:00

場所：国土交通省 10 階共用会議室

※座長より座長中間とりまとめ案のポイントの説明、事務局より同とりまとめ案の読み上げを行った後に、意見交換を実施。

### <座長中間とりまとめ案に係る意見交換>

#### ○牧村委員

- ・これまでの検討会を通じ、建築設備の設計資格に関しては、業務実態との乖離、建築設備士の有効活用の必要性など、多くの指摘がなされているところであり、「④その他の意見」に分類されている建築設備士に係る意見について、1つの独立した項目を設けて取り上げ、今後は本検討会の継続等を通じて建築設備士の活用のあり方を検討して頂きたい。
- ・座長中間とりまとめ案の「3 おわりに」に地球温暖化対応等が社会的要請となっている旨を加えるとともに、「法規制のあり方」の前にとあるが、「建築基準法、建築士法」という記載を加えて頂きたい。

#### ○尾島委員

- ・これまでの検討会で我々設備の立場からの主張に対する反対意見はないものと考えていたが、とりまとめ案を見ると認識不足であったかと感じる。

#### ○三栖委員

- ・「建築設備士に設計・工事監理の業務権限を付与すべき（又は建築士のもとでこれらの業務を可能とすべき）」とあるが、これは設備分野に限って業務権限を認めるという主旨でよいか。

#### ○深尾座長

- ・建築設備の設計及び工事監理に係る業務権限の付与を求める意見があったことを反映している。

#### ○峰政委員

- ・当該記述に関して、「又は」は不要ではないか。

#### ○深尾座長

- ・「一定の条件において」、とすべきか。

#### ○久保委員

- ・設備設計一級建築士については、独立した項目としてまとめた方がよい。

#### ○木原委員

- ・当該記述に関して、（括弧）内の記述は除くべき。建築設備士に一定の業務権限を付与すべきとの記述にすべき。

#### ○東條委員

- ・設備設計一級建築士については、独立した項目としてまとめた方がよい。また、当該記述に関して、「又は」はとるべき。第7回検討会において「建築士のもと」という条件付きで提案した次第である。

### ○深尾座長

- ・他に反対意見がなければ、バランス上、あまり長文とならない範囲で独立の項目を設ける方向としたい。

### ○来海委員

- ・設備設計に関しては、皆さんの意見に賛成である。ただし、設備設計について独立の項目を設けるのであれば、構造設計についても同様に扱うべきではないか。

### ○久保委員

- ・声が大きければいいという問題ではなく、また、独立の項目として取扱ったものほど重要ということもない。あくまで整理をする上でより分かりやすいとの観点から独立の項目とすることに賛成したのであり、構造設計も同様に扱うとかえって分かりにくくなる。独立項目とするのは設備設計に限るべきである。

### ○斉藤委員

- ・これまで3つの論点を中心にまとめてきた中で、当該事項を特に独立項目として扱うことについては疑問がある。4号特例の廃止など、その他の多くの意見についても独立項目にすべきとの指摘がなされ、収集がつかなくなるのではないか。

### ○深尾座長

- ・なるべく広く意見を伺った上で、最大公約数的にまとめたい。牧村委員の提案については多くの同意意見があったため、独立項目として取り上げるが、バランス上資格と業務実態の乖離以外の背景等に関する記述は記載しない。
- ・また、「建築基準法、建築士法」とあえて記載する必要はないと考える。「地球温暖化」に関しては「地球環境問題」等に表現を改めて記載することとしたい。

### ○久保委員

- ・民間基準を国の技術基準として積極的に取り込む（endorse する）仕組みを盛り込んで頂きたい。場所は「その他の意見」の最後の方でも良いし、前段の技術基準の文脈に入れてもよい。
- ・構造計算適合性判定の適用範囲に関して「技術的検討を行う委員会等を設置」とあるが、その委員会は運営上透明性・第三者性が担保されるべきである旨を明記すべきである。

### ○斉藤委員

- ・座長中間とりまとめ案では構造計算適合性判定の範囲を見直す、あるいは縮小するとしているが、構造計算適合性判定制度が設立された経緯等を踏まえた議論をすべきである。また、これまでの検討会において行政庁委員等から構造計算適合性判定は外せないとの意見があったのに、見直すべきとの前提に立っているのは、両論併記になっていないのではないか。
- ・専門家による技術検討委員会の設立意図は理解できるが、第三者性を担保すべきとの久保委員の意見に賛同する。

### ○深尾座長

- ・2（1）①の冒頭において、見直し提案の紹介の前に「見直し必要はないという慎重意見が複数の委員より提起され」と記載し、両論を併記している。申請建築物が適判対象とならないよう、あえて不経済な設計がなされているなどといった問題点が提起されており、このような問題に対応するためにも、現行制度が技術的に適正かどうか検証を行い、より精緻な制度とすべきとの指摘を踏まえ、技術的な検討体制の整備を盛り込んだ。

○櫻井委員

- ・技術委員会では結論が出されたあとの進め方はどうなるのか。

○深尾座長

- ・政務3役の判断に基づき、その後は国土交通省に決めて頂くものと理解している。

○櫻井委員

- ・検討会を重ねてきた中で議論が発散し、各委員の意見の差異が明確になり、「まとめ」といい難いものになってきているが、今後の方向性に係る内容については責任を持って取り上げて頂きたい。

○深尾座長

- ・政務3役に報告する際には、そのような意見があったことを伝えていただきたい。

○齊藤委員

- ・本検討会を通じ、現行の構造計算適合性判定の範囲に関してより精緻に議論しなければならないという方向が明らかになったことに異論はないが、その旨を明確に記述すべき。
- ・また、とりまとめ案には「委員会における検討結果を踏まえ、見直しを行う必要がある」とあるが、見直しを行うべきとまとめたわけではないので、「見直しを行うかどうかも含めて検討を行う」という主旨にすべき。

○深尾座長

- ・齊藤委員の意見を踏まえ修正したい。

○齊藤委員

- ・法定期間について「当面は現状維持」とする方針なのであれば、その旨を明確にして欲しい。
- ・「1 はじめに」に「建築基準法を抜本的に見直すためには」とあり、抜本的な見直しを行うという前提にたっていると読める。しかし、検討会において抜本的見直しの要否について正面から検討していない。また、個別具体の改正提案なく、抽象的に抜本改正の要否を議論することには意味がない。
- ・基準の遵守を徹底すべきとの立場と、現場の技術者の問題意識とのバランスをどう確保するかが課題となっている中で抜本改正を持ち出すのはおかしい。

○深尾座長

- ・もっともなご指摘であるが、建築は技術や学問の進歩、社会的環境の変化、ユーザーの要求レベルの変化の影響を受けるものであり、柔軟でない現在の仕組みによって規制していることが、そもそも意見の食い違いを生んでいる原因であると考え。今回全体の意見をとりまとめるにあたり、根底にそのような問題があることを記述する必要があると考えた。
- ・このような場でそのような問題があることを取り上げ、周知すること自体に意義があると考え。

○齊藤委員

- ・抽象論としては理解した。
- ・今問われていることは平成19年の改正をどのように評価し、その立法事実に変化があったかどうかを踏まえて今後の見直しの方向性を議論することである。その主旨を踏まえ、平成19年度改正の位置付けについて明確にとりまとめて頂きたい。

○深尾座長

- ・検討会冒頭の馬淵副大臣の挨拶においても、H19年の改正に係る見直し以外の事項についても、広く議論していただくニュアンスが含まれていたと理解している。

#### ○谷合委員

- ・これまで3つのテーマに沿って議論がなされてきており、基準法の抜本的な見直しについては正面から議論されていないため、「1 はじめに」に入れるのはとりまとめとしてはふさわしくないと考える。

#### ○桑原委員

- ・平成19年の改正は改めるべきとの当方の立場から、「1 はじめに」の文言は納得できる。

#### ○東條委員

- ・タイトルに「改正」という文言があるが、間違いではないか。

#### ○深尾座長

- ・単純な誤りである。

#### ○鈴木委員

- ・「1 はじめに」は1つ1つの内容はいいが、説明不足の面があるので補足すべき。文脈を少々修正して頂きたい。平成19年の改正の流れを汲んだ本検討会の位置付けを整理し、同改正により生じた課題に特化して検討した旨を記述すべきである。

#### ○齊藤委員

- ・「1 はじめに」では3課題を中心に議論を行い、様々な意見を受けて以下のような整理を行った旨を記し、「3. おわりに」において検討会で提起された基準法の見直しに関する議論を踏まえ、ロードマップ策定に言及すればよいのではないか。
- ・中間とりまとめ案とはどういった位置づけなのか。

#### ○深尾座長

- ・最初は夏までに政務3役へ最終報告をお返しする予定であったが、依然検討課題が残っている状況を踏まえ、「中間とりまとめ案」と表記した。
- ・次回検討会までに再度中間とりまとめ案を照会させて頂き、本検討会の中間とりまとめ案としてふさわしいかどうか検討して頂いた上で、政務3役へお返ししたい。

#### ○齊藤委員

- ・法定期間と厳罰化については、両論併記となっていないと思われる。法定期間については当面現状のままでよしとされているが、短縮すべきとの意見もあったのではないか。厳罰化についても、行政処分による制裁強化によって必ずしも厳罰化は必要ないと受け取れる意見になっているが、こちらについても当方は厳罰化すべきとの立場である。

#### ○深尾座長

- ・法定期間については、6月の運用改善の結果を踏まえて判断すべきとの意見もあり、短縮すべきとの当初の意見はトーンダウンした面がある。厳罰化については、「2 (3) 厳罰化について」の冒頭で両論を併記している。ただし、最後の段落の冒頭の「以上より」は「加えて」と修正し、主旨を明確化したい。

#### ○齊藤委員

- ・4号建物の法定期間が短すぎるとの指摘があったのではないか。

#### ○深尾座長

- ・法定期間で土日をカウントしない仕組みとするというのは前例もないようである。

### ○脇出委員

- ・8割の建築確認を担う民間機関が拘束されず、主事のみ拘束される法定期間を設定する必要があるかどうかの論点を記載できないか。

### ○深尾座長

- ・ご指摘の論点は根本的な議論として本来取り上げるべき性格のものであるが、とりまとめの中では法定期間は建築主事が行う確認審査に適用される旨を明示することで対応した。なお、本検討会で提起していただいた問題点は記録として残るため、全てをとりまとめに盛り込まないといけないわけではないと考える。

### ○来海委員

- ・3つの論点に対応するだけでは抜本的改善に至らないとの観点から、抜本的見直しの必要性については賛成である。
- ・「③大臣認定に関する意見」として、認定物件が完成した後の維持・運用段階での課題について言及して頂きたい。

### ○深尾座長

- ・過去の認定物件の改修が進めにくい問題は確かにある。修正したい。

### ○三栖委員

- ・抜本的見直しは皆必要と思っている。
- ・サンプル調査の実施は上段の2つの場合に限られるものではないため、4項目の最後にもってくるべき。
- ・ワンストップ化については、審査期間の短縮効果や必要な審査調整が一元化される効果などのメリットを明記するとともに、第三者性については措置されており、第三者性の確保等に関する記述を削除して頂きたい。

### ○深尾座長

- ・提起された対立意見を併記するという観点から、削除は困難である。

### ○三栖委員

- ・大臣認定プログラムの廃止については反対意見がなかったので、「廃止」を方針として表記してはどうか。

### ○深尾座長

- ・大臣認定プログラム廃止のための手続きに莫大な労力を注ぐよりも、より意味のある重要な改正課題に労力を注ぐべきではないか。

### ○櫻井委員

- ・本とりまとめ案は、座長が書いたものか。

### ○深尾座長

- ・私が書き始め、穴埋め的に補完が必要な部分に関し事務局に協力をお願いして作成した。

### ○櫻井委員

- ・「1 はじめに」についてはH19年の改正に関し検討した旨をテクニカルに書くべきではないか。また、仮に立法事実が変わらなくとも、それに対する評価は変わりうるものであり、目的と規制が適合していたのかどうかを検討すべきである。さらに、厳罰化の「罰」とは罰則のみを指すものではない。

○深尾座長

- ・大臣認定プログラムについては確かに言葉足らずの面があるので、「大臣認定プログラムは必要がないとする意見が多く出された一方で、廃止しないことによる実態上のデメリットも確認されなかった」としたい。

○高野委員

- ・構造計算適合性判定の対象範囲について、「主事側の審査能力等に基づき対象外とすることが可能な範囲等について精査を行う」と表現することは、現状の確認審査の8割が民間機関で実施されている実態に鑑み不適切ではないか。対象範囲については、構造計算ルートごとの審査の難易度を重要視すべきと考える。

○深尾座長

- ・ご指摘の主旨を踏まえて修正したい。

○秋山委員

- ・本とりまとめ案はうまくとりまとめて頂いているが、それぞれの委員には本とりまとめ案に盛り込まれなかった様々な意見があるため、本とりまとめ案に各委員の意見を添付して政務3役に提出して頂きたい。
- ・構造計算適合性判定制度の建築の規模の区分に関して、小規模建築物の軒高9m、高さ13mの規定について見直す必要性を明記して頂きたい。
- ・既存ストックの耐震性能向上に向け、維持管理状態に応じた遡及適用の緩和は措置して欲しい。昨年9月の木造住宅への緩和を鉄骨造やRC造の住宅にも実施して頂きたい。
- ・大臣認定については、民間による技術認定を認め、大臣認定の民間開放を進めて頂きたい。

○深尾座長

- ・小規模建築物の取扱いについては、構造計算ルート等に係る技術的検討の中で整理されるべきものとする。

○岡和田委員

- ・大臣認定プログラム制度をあえて廃止する必要はないと思われる。
- ・しかし、図書省略がなされ、入力ミスが発見されにくいなど、その取扱い上課題があることを盛り込んで欲しい。

○峰政委員

- ・厳罰化に関して、事前チェック機能と併記する形で、資格者の資質を確保する仕組みの重要性に言及して頂きたい。

○木原委員

- ・構造計算ルート2-3に係る説明は修正して頂きたい。

○三栖委員

- ・意見書を次回検討会の際に配布させて頂くことは可能か。

○事務局

- ・意見書をあらかじめ提出して頂き、それをふまえて次回までにとりまとめ案を精査していただき、会議の場でご議論いただくことでいかがか。

○深尾座長

- ・ご意見があれば今週中に事務局にご提出願いたい。その上で精査させて頂く。

(以 上)